別表第1 (第2条)

| 行為の種別 | 協定対象の範囲 |
|----------------------------------|---|
| 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 | 1 建築物 |
| 宅地の造成、土地の 開墾その他土地の形 質の変更 | 1~クタール以上 |
| 鉱物の採掘、土石の 採取 | 1 1〜クタール以上 2 1〜クタール以下であって、当該行為により周辺の自然環境 に著しい影響を及ぼすと認められる場合 |
| 水面の埋立て又は干 拓 | 1~クタール以上 |
| 河川、湖沼等の水位 又は水量に増減を及 ぼさせること | 当該行為により地域の自然環境に著しい影響を及ぼすと認められる場合 |
| 木竹の伐採又は損傷 | II . |
| 家畜の放牧 | II . |
| 雑草の除去 | 自然環境に著しい影響を及ぼすと認められる大量の薬剤散布 |
| その他の行為 | 自然環境に著しい影響を及ぼすと認められる場合 |

別表第2(第4条)

| 区分 | 定義 |
|------|-------------------------------|
| 自然環境 | 1 自然の改変の限度 |
| 保全のた | 2 自然及び郷土記念物の保存 |
| めの措置 | 緑地、良好な樹木、野生動植物の生息地・繁殖地・生育地、郷 |
| 等 | 土記念物(条例第15条に定める郷土記念物をいう。)等を保存 |
| | するものとする。 |
| | 3 植生の回復及び緑地率 |
| | 造成地等の緑化については、当該地域の植生、土壌等を勘案し |
| | ながら樹木を主体に植栽し、周辺地域との調和を図るものとす |
| | る。 |
| | 緑地率(保存緑地及び植生回復地を含む。)は、他の法令、指 |
| | 導要綱等に規定のあるものについては、その緑地率以上とし、定 |
| | めのないものについては、個々具体的に定めるものとする。 |